

第5回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会

日時 平成22年8月26日（木）

10:00～12:15

場所 ジェトロ7階IBSCホール

○齋藤総務部主査（事務局） おはようございます。定刻になりましたので「第 5 回環境社会配慮諮問委員会」を開催いたします。本日追加配付した資料もありますので、冒頭に配付資料の確認をさせていただきます。まず「議事次第」、今日のプログラム 3 つが書かれたものです。次に「座席表」と「出席者一覧」。資料 1 の「出席者一覧」は昨日の段階のもので、本日、柳副委員長、村山委員が出席されております。堀田委員はご都合がつかなかったためご欠席ですので、9 名の委員が出席されています。

資料 2 として「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」。これは代替案や、ステークホルダー等の議論の資料として、前回の委員会においても配付したのですが、本日再配付いたしました。さらに資料 3 として原科委員長からご提出いただきました「平成 20 年度ジェットロ実施事業に関する意見書(案)」を配付いたしました。

補足資料として、まず 1 つが、意見書に各委員の個別意見書を添付するという事で委員長からご連絡をいただいておりますので、昨年事務局でお預かりした 9 人の委員からいただいたコメントを、配付いたしました。55 頁にわたっている資料です。それと今日の議題の 2 つ目になりますが、「21 年度案件形成調査に関するコメント」ということで村山委員、高梨委員、また本日満田委員からコメントをいただきましたので、21 年度に関するコメントを 5 枚配付いたしました。お手元に揃っているでしょうか。

前回ご欠席で本日ご出席いただきました松本委員をご紹介します。前メコン・ウォッチ代表理事の松本委員です。よろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事は原科委員長にお任せしたいと思いますので、委員長、よろしくお願いいたします。

○原科委員長 それでは議事を開始いたします。今日は案件が3つございます。1番目が、平成20年度のジェットロ実施事業における環境社会配慮に関する意見書です。本来は、去年の暮れぐらいには準備をしていたのだから、一気に時間を作ってやればよかったのですが、いろいろなことがございました。学内でもいろいろな用務が重なったものですから、つつい遅れてしまいまして大変申し訳ありません。しかし、前回いろいろご議論いただいたので、それらに触発されまして、今回はこのような形で資料を出させていただきました。本来ですと、昨年末にでも出しておけば今年度の公募でこれが役に立ったと思います。そういう点も大変反省しておりますので、これは早い段階でまとめたいと思います。ということで、今日のものは事前に皆さんにメールでお送りして、文章に対するご意見もいただくという段取りをとりました。補足資料は50数頁になりますが、それをセットで用意させていただきました。

資料3の意見書と、その補足資料をご覧いただきたいと思います。もうお目通しになられたと思いますが、中身をざっとご紹介いたします。全体を総括した流れです。

この資料は昨年度の委員会における議論をまとめまして、それを基に、まず事務局で原案を作っていただきました。それは去年の12月までには出来ていたので一気にやればよかったのですが、その後私のほうでもきちんと見なければいけないということで、いろいろ確かめたりしていきまして、まとまった作業ができなかったこともあって、こうなっていました。そんなことで、一応これまでの議論をしっかりと踏まえた形で整理した形にしております。ただ、表現等に関してはまだ注意しなければいけないところがあるかもしれませんので、その辺は今回この場で改めてご確認いただきたいと思います。

意見の1番目が「貿易投資促進事業」に関して、2番目が「案件形成調査事業」です。あとは個別事項がございます。

1.の貿易投資促進事業に関しましては、事業の特質から言っても、それほどこの場で議論になるような問題はないと思いますが、ちょっとご覧いただきますと、「各種事業や温室効果ガス排出削減、グリーン調達などの実施に関しては、概ねジェトロ環境社会配慮ガイドラインに則り遂行していると思われる。今後もCSRの観点から環境に関する規制や不確実性の高い分野に対しての注意喚起など、環境に影響が起きないように配慮して事業を実施されたい」ということで、概ね良い方向にいらっていると考えております。これは私はというよりも、この委員会での議論はそうなったと思うということですが、そういうまとめです。

2.が案件形成調査事業。これが大半ですが、(1)全体に関すること、(2)が社会環境と人権への配慮、(3)が調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲、(4)が他の選択肢との比較検討。(5)がステークホルダーからの情報収集。(6)は、プロジェクト実施のために当該国がなすべき事項。当該国というのは、実施機関その他の機関ということ。そして(7)がその他。このようにまとめております。あとは別添を付けております。

1頁の全体に関してのところを少し読みます。「案件形成段階における環境社会配慮として、ジェトロ環境社会配慮ガイドラインを適切に運用することが重要だが、円借款案件形成等調査、民活インフラ案件形成調査ならびに石油資源開発等支援事業の調査において、プロジェクトの特性にもよるが報告書の記述内容の質に違いが大きいように思われる。調査の質の向上を図るようさらに努力して頂きたい。特に下記の点を指摘しておく」と、全

一般的なことが書いてあります。

1)は、重要な情報については、その根拠を掲載すること。これは当然です。2)は、プロジェクトのステージの相違に留意しつつ、JICA/JBICのスクリーニング様式及び環境社会配慮ガイドラインのチェックリストを活用すること。3)は、事業の必要性や緊急性及び妥当性について、これに関する慎重な検討を将来行わなければいけないものがあるということ。4)は、財政分析の指標について。5)が、事業実施のスケジュール案について。これについては、何年から何年という具体的なことはこれから決めることです。むしろ案件形成の初期段階ですので、1年目から7年目というふうに表現した報告書がいくつもありましたので、そちらのほうをモデルにしてよろしいのではないかということです。

(2)は社会環境と人権への配慮。ここではミャンマーが含まれていて、この辺の扱いがデリケートですので、そんなことで議論がありました。

(3)は調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲です。この範囲を適切にとっ
ていただきたいと書いてあります。(4)の他の選択肢との比較検討。これは大変重要なこと
です。これはこのガイドラインを作るときにも議論をしてまいりましたが、事業を実施す
る、実施しない（ノーアクション）、最低限 1 か 0 かの形の比較は行えるはずだという議
論をしてまいりましたので、そのようなことをここに改めて記述してあります。これにつ
いての代替案の記述は、全般的にまだ少ない状況でした。

(5)ステークホルダーからの情報収集。これも上流段階、最も早い段階でのプランニング
ですから、情報収集といっても大変限られてまいりますが、できるだけ努力していただき
たいということです。いろいろございますが、ステークホルダーの特定方法とか、「利害

関係者」との話合いの問題等があります。ただ、こういう段階ですから、あまりいろいろ書き込むと誤解が生じます。例えばステークホルダーとの協議において、住民をミスリードしない配慮が必要だというご意見もいただいておりますので、その上でこれに係る現状や情報をできるだけ記載してもらいたいと思います。

次の頁には(6)として、プロジェクトの実施のために当該国がなすべき事項ということで2点書いてあります。

(7)はその他です。1)その他専門分野の記述、そこは大変大事なことなので、これは是非お願いしたいと思います。2)各国の法制度のみに言及している報告書が多いということ。途上国政府行政の最大の課題として enforcement（執行能力）、これはご専門の方がいつも言っておられることです。それから法制度の実施状況、ガバナンスということになりますか、そのようなことに言及すべきであるということです。これは、なかなか評価するのは難しいのですが、少なくとも、どのようなことか、事実関係に関して情報を収集していただくことは重要ではないかと思います。

以上かい摘んで申し上げました。あらかじめお送りしておりますのでお目通ししておられたと思いますので、このようなことで紹介させていただきます。それに加えて、別添として各委員からの意見を参考資料として付ける。これも委員会で議論がございましたので、そのような形で行うことにいたします。これは私自身も出さなければいけないかなと思ったのですが、逆に、委員長はとりまとめ役なので、むしろ出さないほうがいいたろうということで、ここには書いておりません。

このようなことで意見書を作りましたが、いかがでしょうか。中身の大きな骨は委員会

の議論を踏まえて事務局でまとめていただきましたからよろしいと思いますが、私が直す段階で、若干強く表現しすぎたところがあるかもしれませんから、そういう点があったらご検討いただきたいと思います。何かご意見はございますか。

○市原産業技術部長 委員長もおっしゃっていた表現ですが、2 頁の(5)ステークホルダーからの情報収集の 3)の後半、「当該案件に関連する現地の環境社会配慮分野の NGO、コミュニティの代表や学識経験者についての活動概要に関する情報も記載すべきである」というところは、ガイドラインで必ずしもその記載を求めているものではないので、「記載すべきである」という表現を少し柔らげられないかな、ご考慮願えないかということです。

また 3 頁、(7)その他で、「どのような分野の専門家が調査したのか判断できない報告書もあるため、調査の実施者の専門分野を記述してもらう必要がある」というところも、必ずしもこの事業の委託元の報告書作成マニュアルでは調査の実施者の専門分野の記載は求めている。ご意見を拝聴した上で、我々としては、これは委託元に相談してみるのかなと考えております。

また、それに続く 2)の部分、「各国の法制度のみに言及している報告書が多いが、途上国政府行政の最大の課題である enforcement（執行能力）および法制度の実施状況について言及すべきである」の箇所につきましても、ガイドラインではそこまでは求めているので、「言及すべき」という表現を、「可能な限り」とか、「記載するよう努めるべきである」のような表現にしていただけたらと思います。ご検討を賜われれば幸いです。

○原科委員長 いまの点でご意見はいかがでしょうか。私もいま言われて、「すべき」とか「必要がある」とかというのは少しきつい表現だという感じもしないでもありませんが、

ご意見はございませんか。

では順番にいきましょう。2頁のステークホルダーからの情報収集のところで、「ミスリードしない配慮が必要である」、これはそうですね、こういう議論がございました。意見書もいただいております。

「当該案件に関する現地の環境社会配慮分野のNGO、コミュニティーの代表や学識経験者についての活動概要に関する情報も記載すべきである」「記載すべき」というのはちょっと強いので「記載に努める」とか「記載に努めるべきである」とかとするというのは、いかがですか。

○松本委員 今回の場合、個別の事業の報告書をこう変えるべきだとかというのではなくて、審査上あるいは環境社会配慮上のポイントでこうすべきということなので、具体的にどのプロジェクトとの関係ということからは少し切り離して議論をさせていただくということだと思っております。そういう視点で見ると、議題2でも少し議論をさせていただこうと思っておりますが、案件形成と言いつつも、かなり案件実施に近い段階で行われている調査があることは否定しがたいと思っております。

したがって、調査の段階によっては、本当の案件形成の段階であるのであればともかく、実際には、もうほとんど事業の実施につながりそうな段階でやられているものについては、こうしたステークホルダーとの協議というのは、いま書かれているような「べきである」というぐらいの視点が必要だと思っております。むしろ「努める」と書いてしまうとそうした区別ができないので、特に案件実施に近い段階のものについては、「必ずやるようにする」とか、もう少し強い表現にする。本当に案件実施の前の段階であれば、それは「可能

な限り」でもいいと思うのですが、あとのものについては、JICA 等のガイドラインも参照しながらやるべきではないかと私は考えました。

○原科委員長 いかがでしょうか。私は、そういう段階のものはこの対象外だと思っていたので「努めるべきである」くらいでいいかなと思いましたが、そうではないものも実際に入っているのであれば、ちょっと考えなければいけないのです。そういう段階のものがこの事業の対象となること自体がおかしいのではないかという感じもしますが、高梨委員、どうですか。

○高梨委員 これが全般的なものを指しているということであれば、全般的にこういうことをしろと言っても、実際は難しいと思うのです。ある国に出かけて行って、さあ、これからプロジェクトを調べようという段階で、すでにこれまでどんな NGO があって、ローカル・コミュニティーの経験者がどんなことを言ったかということ新たにそこで調べるということは、大変難しいだろうと思います。私も昨年度の件について、ジェトロが途中段階でどういうふうなご指導をされるかということに非常に関心があったので、いま松本委員もちょっと指摘された、個別的に違いを分けて指導するということで、基本的には、ここまでやると少し踏み込みすぎているような気がしています。もしその案件がある程度成熟度が高いようなものであれば、補足的にそういうのも合わせて調査の方にご指導いただくというような形でいいので、もし全部の案件でもそうしてほしいということだと、ちょっと過大なことになってしまうような気がします。

○村山委員 この点はガイドラインの検討の際にも相当議論をしたと思うのですが、ガイドラインに即して考えるということ的前提にしてここのポイントに関する該当箇所と言う

と、前の資料に付いているガイドラインの 10 頁の 3) の②に「ステークホルダーからの情報収集等」というのがあります。ここで注意深く文言の整理がされて入っているものとして、「特に、被影響地域が明確であると判断される場合には」という条件付きでいろいろな協議の結果を記述せよということが書いてあると思うのです。そして、「ある場合には」という条件はほかの箇所にも結構出てきて、この文言をかなり議論して入れたと思うのです。そういう意味では、この言葉を入れていまの表現を残しておくというのは 1 つの案としてあるのではないのでしょうか。

○原科委員長　いまガイドラインを参照していただいたので、大体、そういう原則を尊重しなければと思いますが、高梨委員、松本委員からもご意見がございます。私は、全般的には記載すべき、断言しなくてはいけないかと思いましたが、「活動概要に関する情報も記載に努めるべきである」とする。加えて「特に、事業実施段階に近い場合には記載の必要がある」とか、そんな感じでどうでしょうか。

○松本委員　いままさに村山先生もおっしゃったように、このガイドラインの記述でもいいのかと思います。

○原科委員長　「特に、被影響」、この表現は引き継ぎますか。

○松本委員　それでも構わないと思います。

○作本環境社会配慮審査役　ちょっと待ってください。いまの議論が煮詰まっているところで水をかけて申し訳ないのですが。このガイドラインはこちらに参加している委員会の方々のご苦勞で作っていただいて、特にステークホルダーについてはかなり議論があったということを私も聞いております。それで、同じような文章がガイドラインの 10 頁と 12

頁の 2 箇所それぞれ出てくるわけですが、この文章は意味がはっきりしない。私どもがこれを適用する場合に使い切れないような文章表現であると考えます。いま村山委員から初めておっしゃられたように、条件説である。まさに条件となっているがゆえに、後半は使えない内容になってしまうのです。「特に、被影響地域が明確であると判断される」とありますが、被影響地域が明確なんて、これから行う事業について分かるわけがありません。例えば、大気汚染がどこまで進むか分からない。そのようなことについて被影響地域、しかも、明確であるかどうか、一体誰が判断するのでしょうか。そういう場合に、「ステークホルダーは次の結果を記述する」となっていますから、これが条件説として読まれてしまうと、調査の範囲がはっきり分からなくなるのです。

そして、前回の諮問委員会の場で満田委員からもご指摘がありましたが、その次の文章で「このために」というのは何のためにかまったく分からないし、誰が判断するのか不明である。しかも「必要に応じて」と二重に判断を緩めております。さらに、ここで議論になっているような関係の「詳しい個人や団体からの情報収集に努める」となっていますから、この第Ⅲ部 1.(2) 3)の文章はよく分からないということになってしまいます。どこまで調査するのか、あるいは、ステークホルダーについて、どこまで気をつけて調査させるのか、不明です。失礼ですけれども、指示を出す側にとっては極めて曖昧な文章になっていると言わざるを得ないという気がします。

○原科委員長 曖昧かもしれませんが、これは妥協の産物なのです。両方からの意見があって妥協して作ったので、こうなったのです。解釈がいろいろあるのなら、このまま引き写すのはかえってまずいかもありませんね。もっとわかりやすいのは、もう事業実施段階

に近いということが明確であれば、わかりやすいでしょう。そういう記述にしたほうがかえっていいですね。

○作本環境社会配慮審査役　そういう意味では、委員長がいまの文章で「特に実施時期が近い」とか、そのような表現を使っていたら、ガイドラインそのものを引用していただかないほうがありがたいと思います。

○原科委員長　これはかえって明確でないと言われたら困ります。直前段階で明確ではありませんと言われると、これはやらなくてよくなってしまうということですね。確かに、環境影響の範囲を確認するのは難しい。だから、明確ではないと言われれば、そうかもしれないということになってしまうのです。「関係地域住民」という昔の規定、特に閣議アセスの規定で「関係影響地域住民」というのはよく分からないから、これは、ずっと結構もめました。今、環境影響評価法におきましては、それを取り払ってしまったのです。だから「被影響地域が明確」という表現は、かえって難しくするかもしれません。ただ「事業実施段階に近い場合には記載する必要がある」という表現のほうがもう少し具体的かもしれないのですが、どうでしょうか。

○松本委員　いや、それがいちばんのリスクかと。もともと、それは前提にしないのだという議論を乗り越えてしまうことになるので、自分で言うおきながら、私としてはやや不安なのです。

それを言えば、例えば今回 21 年度は FS の事業がすでにあるわけです。本来は FS の前にやると言っているのに、現地国政府はすでに FS をやった事業があるとか、そういうことを考えれば、もちろん、環境社会配慮ガイドラインの範疇かどうかという議論があるかもし

れないが、なし崩し的に FS の後の調査でも「これでやるのだ」ということになってしまうのではないかとというのがちょっと不安で、先ほどの村山委員のご指摘を考えると、確かに、事業の実施段階に近いかどうかにはかかわらずエリアが分かっているならば、というのは両方を兼ね備えているかなと思ったので、そちらのほうがいいかなと私は考えたのです。

○高梨委員 我々現場からすると、先生が言ったように、非常に実施に近い案件というのをどういうふうに考えるかというのは、結構難しいのです。ですから、結果的に近いというのは言えるのですが、やっている段階で、果たしてどういう場合が近いのかというのがはっきりとは。おそらく、日本語でコミットメントなんて、していないでしょうから、その場合、ジャッジする作本審査役のほうも大変ではないか。これは非常に近いのだとか、近くないとかというようなことになると、そういう面では、ガイドライン的にある程度明確になっているというのがあれなのかなという気がしないでもないのです。近い段階という定義も難しいのではないかと思います。

○村山委員 私自身、あまり文言にはこだわらないのですが、実際の報告書を見せていただいて「被影響地域」ということでいちばん具体的に出てきそうなのが住民移転なのです。移転対象の世帯とか家屋はどれぐらいかという数字が報告書の中に出てくるようなものについては、被影響地域というのはわりと明確になるのだらうと思います。確かに環境影響ということで考えると、はっきりしないのは明らかなので、そこまで含めてしまうと、この表現は曖昧になってしまうという感じはするのですが、項目によっては影響地域が比較的是っきりしている場合があると思うのです。そういうものについてはステークホルダーも明確になってきているので、ある程度の協議をしていただいた結果を分析いただいても

いいのではないかということだと思います。

○原科委員長 そうすると、「活動概要に関する情報も記載に努めるべきである」とした上で、この文章「特に、被影響地域が明確であると判断される場合には記載する」そういう方向でいいですね。

○村山委員 ただ、実際にいちばん関わっていらっしゃる審査役がどうお感じになるか。

○作本環境社会配慮審査役 私が先ほど言ったことの解決として、「記述する」ではなくて「記述する必要がある」としてくれれば私の誤解はとけるのです。いま先生が口頭でおっしゃられたように「記述する必要がある」と、最後に「する必要がある」と。そして「特に」というのは、その前段階を受けて、実施機関との協議の中で、特にこの場合にはする必要があるのだという形で後ろに戻るのではなくて、確認する形で必要性を訴えてくると、この文章はいいような気がします。こういう形で先生の意見を入れていただければ、ありがたいです。

○原科委員長 いまのご意見を受けて、もう一回言います。いま書いてある文章の末尾の「記載すべき」をやめて、「記載に努めるべきである。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には記載する必要がある。」そのようなことでよろしいですか。いまは、そのようにいたします。

次は3頁の(7)その他です。まず1)「調査の実施者の専門分野を記述してもらう必要がある」。これも「必要がある」と書いてしまったのですが、「記述してもらいたい」とか、そういう表現がいいでしょうか。

○松本委員 まず作本審査役にお聞きしたいのですが、そのときに確認はされているので

すか。記述はされていなくても審査段階で、行かれる団員の方の専門はどのような専門かという事は確認されるのですか。

○作本環境社会配慮審査役 本人の略歴等は私どもも見ていますし、どのような研究体制で調査地に入る担当者が置かれているか。当初は担当役職の名称が曖昧であったり、置かれていないことがあったり、いろいろありますが、一応それは確認することになっています。ただ、ここで専門家かどうかという判断になりますと、特に社会配慮のところでは、その人の個性もありますし、経験の浅い深いもありますので、なかなか判断し切れないということがあります。そういうことで前回、環境アセスメント士を取得した人(を調査者に)という無茶な注文を付けたのです。

○松本委員 ドクターを持っていればいいとか。なるべくたくさんドクターを活用してくださいとか。

○作本環境社会配慮審査役 そうですね、(アセスメント士の話しも)冗談ですが。しかし、そのぐらい資格審査的なものを入れないと、新しい社会配慮の分野ですから、なかなか調査に馴染めないということは実態上あるのではないかと思います。

○原科委員長 「記述してもらいたい」という表現を変えましょうか。

○田中委員 私ども JICA の場合、調査報告書には当然のことながら、団長以下全員の名前と専門分野を載せるわけです。今回私が拝見させていただいたもの、特に円借款関係の案件形成調査は、きちんとお名前と専門分野が書かれてありますので、ここはやはりきちんと書いていただく必要があるということでこれはそのままでもよろしいと思います。むしろそうしないと、誰がやったか分からないような報告書というと、それだけで信頼が失われ

かねません。例えばこれが JICA のほうに、もし円借款の次のステップで、フィージビリティスタディーなり、マスタープランなりという話が来たときに、誰がやったかも分からないようなレポートというのは、案件の熟度が非常に低いという判断に、そういったところからなる場合もありますので、誰がやったかというのは、団長以下明記するのは当然だと思います。

○原科委員長 報告書にはメンバーリストが出ていましたね。

○田中委員 はい。そしてそのところに、環境社会配慮のところまであなたがやったか、ということは書いて当然のことではないかと思います。

○原科委員長 クオリティーコントロールです。書けないことはないですし。

○作本環境社会配慮審査役 ご意見はありがたく思います。先ほどのお話ですと委託先との関係があるということですが、前回私が申し上げましたように、途上国の資料だから著作権と無関係に使っていいのかというのと似たような問題がありますので、せめて参考文献程度でも列挙する。そして、書かれた団員の名前はリスト全体で。各章までの担当者名とか、専門分野を入れるとかは別としましても、まず誰が執筆したのかという名前だけは、せめて推測できる程度に書き込むということは、今時、最小限のことではないかと思えます。

○原科委員長 「必要がある」という表現でもいいですか。

○高梨委員 いいと思いますが。

○原科委員長 では、このままにいたします。では 2)です。「enforcement および法制度の実施状況について言及すべきである」、この「すべき」もちょっと強かったなという感

じが私もしております。「言及するよう努めるべきである」とかにする。これはいかがでしょうか。

○高梨委員 委員長のほうではどこまでのことを考えておられるのですか。enforcement ということになると、いろいろな事例があつて。前は松本委員が、事件が起きたとかということがあった場合に、そういうのを加えたらどうかとかということがありましたけれども、enforcement 自体をアセスメントするなどというのは大変なことになるので。

○原科委員長 「および法制度の実施状況について」という表現の意味はファクト関係ということですか。それを判断できるようなファクトを集めていただく。その下にあるアセスメント、評価自体はなかなか難しいと思うのです。だから、むしろファクト関係を集めていただいて、それをアセスメントの判断材料になるように。折角お金をかけて調査するわけなので、そういうものにする。そして、これは特に吉田委員からこのことを強くコメントをいただきました。吉田委員はずっとそういう分野を研究しておられるので、enforcement 関係の情報をしっかり把握しなければいけないということを私は理解したので、そういう意味合いです。評価ができればいいのですが、そう簡単にはいかないのです。調査団で、ある判断ができればそれを少し加えていただいてもよろしいのですが、少なくともファクト関係は分かる範囲で集めていただきたいと思います。

○高梨委員 その場合のファクトというのはどんなものを指しているのですか。

○原科委員長 法制度について、これまでどんな実施状況か、まさに「実施状況」です。だから、法律はあるけれども、ほとんど守られていないとか、人員体制があるのかとか。日本なんかはそうではないですか。建築基準法なんて、ほとんど守られないでしょう。だ

って、行政官が少ないのですもの。マンション偽装なんて、それで起こったのです。あれは、ファクトをほかの国が調べてくれれば、日本はマンション偽装が起こることは分かったはずですよ。専門家がほとんどいないのですから。公務員を減らせ、減らせといつも言っているから。それでは駄目だと私は言っていますけれども、公務員を減らしては駄目なのです。そういうファクト関係のデータがあればいいのです。

○高梨委員 それを調査団の名前、ジェトロの名前で出していいのかなという気がしますけどね。

○作本環境社会配慮審査役 それはいいのではないですか。

○原科委員長 本来、大切なのは公益ですよ。世界の公益性を考えないと。

○作本環境社会配慮審査役 私自身は、こちらでエンフォースメントの研究を10年ぐらいやってきて、途上国の環境法のネックはここにあると。でも実態面、運用面というのはなかなか難しいのです。私どもの場合もそうですが、下手をすると、相手国の政府の主権に触れることがあります。例えば環境アセスメントを実施する場合にどのくらいの期間が必要か、法律によって、3か月などと極端な規定もありますが、1年ぐらいかかるものか、行政の担当者数は、何件ぐらいの案件が来ているのか、そういうことを聞くだけでも違います。特に途上国で下位法令というのでしょうか、規則、命令あるいは対象事業のリストが足りなかったりということがよくあります。ですから、そういうことをきちんと確認しないと。例えば古い法律、5年とか10年前の法律だけをポーンとネットで調べたようなデータだけ、この報告書に書かれても困るということです。実際相手方政府の微妙なところ、センシティブなところまで触れる必要はないのですが、若干その間を埋めてくれない

と、「何なのだ、これは、学生のレポートか」と思うようなことが若干あります。

○原科委員長 データですね。

○作本環境社会配慮審査役 はい、データに基づくものです。

○原科委員長 例えば日本のアセスメントでいいますと、閣議アセスメントの実施数が 448 でしたか、事業を所管する官庁の大臣が意見を環境庁長官に求めることができるのです。

だから、仕組みとしてはちゃんとフィードバックがあるのです。ところが、実際 95%は意見を求めている。こういう事実のデータがあれば、本当にそれがうまく機能しているかどうか検討がつくでしょう。だから、そのことがあれば、すごくいいと思うのです。これがいいか悪いかの判断は、あえてそこで問う必要はないのです。でも、95%が全然意見を求めないのでは役に立たないではないですか。それがよくわかったので、法律では、どれにも環境大臣から意見を出せることにしたのです。これは全然違うでしょう。このファクト 1 つ聞いただけで判断できるわけです。それは客観的事実だから、ファクトを示してもらうしかないのです。

○柳副委員長 enforcement についてですが、アセスメントで、具体的にこれまでどれだけの件数があつて、担当が何名で、1 件当たりどのぐらい期間がかかっているか、その程度のことを書かれるだけでいいと思います。

○原科委員長 そう、それだけで十分だと思います。あえて踏み込んだ評価をするとかえって、今おっしゃたような良くない影響もあるかもしれないのです。事実関係は一応集めてもらいたいと思います。その情報が集まるだけでも効果がある。これはそういうことなのですが、書き方がよくなかったでしょうか。実施状況について、関連する事実、データ

収集に努めるべきでしょうか。そのほかに、どんな表現にすればいいでしょうか。

○作本環境社会配慮審査役 「執行能力」としない。「能力」としますと明らかに 1 つの評価が入っていますから「執行状況等について」ということで。

○原科委員長 いま申し上げたのは、執行能力及び enforcement 事業について関連するデータということですか。

○柳副委員長 私は enforcement の訳については「執行」という意味に当てはめていたのですが、「適用」くらいの意味で皆さん使われているのですね。そして「能力」というとちょっと強い意味合があります。実際の現状がわかればいいのであれば、「能力」を消して括弧内の「（執行状況）」とするとよいと思います。

○原科委員長 「最大の課題である enforcement（執行状況）」と。

○柳副委員長 はい、そういうことで、いわゆるデータに基づくような。

○原科委員長 最大の課題は執行状況。「enforcement」という言葉はやめますか。どうですか。

○松本委員 実際の報告書を読ませていただくと「実施能力」というコーナーが大抵ありますね。そこでは環境社会配慮上の実施能力は書かれていないのですが、事業実施のための実施体制とか能力について書かれている。この「実施能力」の中に、環境社会配慮上の実施能力についてのアセスメントや評価がないというのが素朴な疑問です。相手国政府の主権にタッチするという意味からいけば、それは土木工事の実施能力を審査しているのも同じではないか。環境社会配慮だけは主権に関わる問題なのだけれども、実際は、土木の部局にどのぐらい人がいてとかいうものも実施能力として書いている。それも内政干渉な

のかと思ってしまうのですが、その一環としてしっかりやればいい話かなと私は思うので、別に「執行能力」という言葉にそんなにこだわらないでもいい。実際にそれでレポートが出来ているので、このまま「実施能力」でいいのではないかと思います。それと一緒にしていただければいいのではないか。わざわざ環境アセスメントの執行能力ではなくて、実施能力の1つとして当然、環境社会配慮の実施能力を含んでいるということでもいいと思います。

○原科委員長 では「能力」を残して、enforcement、執行能力。

○作本環境社会配慮審査役 残して、最後の文末を。

○原科委員長 こういうご意見をいただいていたから私はこのようにまとめたのですが、いまのお話だと、これは表現が違うのかな。

(報告文の検討)

○原科委員長 それでは、いまのご意見に従いましてこのようにいたしましょう。3頁の(7)その他の2)ですが、「各国の法制度のみに言及している報告書が多いが、途上国政府行政の最大の課題である環境社会配慮に関わる enforcement（執行能力）及び法制度の実施状況について言及すべきである」。こういたします。これでよろしければ、そのようにお願いします。「環境社会配慮に関わる」とあえて書きましたのは、すでにほかのことについてはやっているという意味です。ほかにございますか。

○高梨委員 1頁の5)で、委員長の案は具体的な西暦ではなくて1年目、2年目になっていますが、これは我々現場でいつも両方迷うことなのです。2000 何年と書くのは、書いた本人としては、できるだけ早く実施に移していただきたいという思いを込めているところも

あるのです。逆に、それが1年目、2年目ということになってしまうと、いつ実施してもいいような形になって、なかなかその先が見えないということもあるのです。ここは作本審査役のほうにも伺いたいのですが、特に1年目、2年目にしなければいけないというようなことでなくてもいいのではないかという気がするのですが。

○原科委員長 表記法で「望ましい」という表現だから、いま高梨委員がおっしゃったことは十分含み得ると思います。だから、何年目、何年目と書くのが望ましいのだけれども、いまおっしゃったような状況であれば、西暦で表現することもあり得るということではないですか。

○高梨委員 そうすると、みんな1年目、2年目に指導されてしまうのかなと思うのですが。

○原科委員長 私は「望ましい」と思います、あとからものが決まったみたいになるから。我が同窓の菅首相が消費税のパーセントとうっかり言ってしまったら、あたかも決まったみたいになってしまいました。決まっていなのに、数字を出すとああなってしまう。本人は決まったつもりではなかったようですけれども、決まったように受け取られてしまったでしょう。だから、数字はあまり出さないほうがいいですよ。だから、2000何年と書いてしまうと、それがあたかも決まったような印象を与えて、かえって意思決定をおかしくするおそれがあります。作る人の気持はわかりますが、社会的な影響を考えると、これは慎重にしたほうがいいと思います。でも、それを全く否定するものではないので「表現が望ましい」としたのです。

○田中委員 大規模な開発案件の場合、いま2010年ですが、2011年度とか2012年度からずっとスケジュールが入っている場合と、そこが1年目、2年目というふうに入っている場

合を私どもが見た場合、その案件の成熟度が非常に高く、先方もそれでやるというふうになっているのなら、2011年度とか2012年度からでも分かるのですが、それさえ全然決まっていないのに2011年度とか2012年度からスタートというスケジュールだと、それ自体を見たときに、案件の成熟度がないのにこういう書き方をするのかと、逆にマイナスのイメージになってくることも現実にあると思っています。

中小規模の案件で非常に実現性が高いものについては、そういった年数を入れていくというのも理解できることが結構あるのですが、大規模のものについては、このように1年目、2年目という書き方にしておくほうが、より誠実さを感じるころもあるのです。これは書いてくる人の意識もあると思うのですが、私などは、昨年度のものを読んでいて、1年目、2年目と書いてあるものは非常に誠実なレポートだという印象は持っていました。

○原科委員長 これは案件形成段階の上流段階ということが前提の枠組みですので、原則としては何年目という表現がよろしいと私も思います。ただものによって、いま田中委員がおっしゃったように、具体的に成り得るものもあると思いますので、そうすべきだとは言わないで、「望ましい」という表現にして、ケースバイケースで対応できるように考えたいと思います。こんなことでよろしいでしょうか。

○高梨委員 実は、これには背景があるのです。これは両論の話があるのですが、日本の援助は非常に時間がかかるという話があるのです。それは、このように1年目、2年目ということになると、良い言い方をすると、結果的にいま田中委員が言ったようになっていいのですが、逆の面からすると、いつやるか分からないということになって。

○原科委員長 ただ、ジェトロ自身の特質からいって、少し本来は時間があくものなので

しょう。直前のものは、この対象にはならないのではないですか。

○高梨委員 調査報告書ということで、段階的に進んでいくという提案をしているのだと思うのです。そんな背景があるということです。

○満田委員 これは去年度のジェトロの調査でもそうだったのですが、今年平成 21 年度の中にも、かなり大型案件にもかかわらず、例えば、調査の翌年に円借款がつくことが決まって、その 2 年ぐらいあとに着工とか。私の目から見ても、これは無茶だろうと思うようなことが書かれていることがあって、かえって誤ったメッセージを送ることになってしまうのだらうと思います。相手国にすれば、ジェトロの調査はいかに政府的なコミットがないとは言え、日本のジェトロが支援している調査というのは何かその後円借款が付くのではないかという期待は高いと思うのです。そのときに、あたかも JICA がとんとん拍子で審査をしてしまうというようなメッセージを与えることは極力避けたほうが良いと考えています。そういった意味のコメントを後ほどしようと思っっているのですが、ここは特にそのような案件が見られたため、そういうことを避けるためにも、年度については、とりわけ決まっていなものは書かない。そのほうがリスクが低いのではないかと考えております。

○原科委員長 先ほど高梨委員がおっしゃったことは、表記法で「望ましい」という表現にしておりますので、特段の事情がある場合には数字が出てもいいようなことも適応する考えの意見ですので、こういうことでよろしいでしょうか。

○宮崎委員 1 つだけ。事業実施のスケジュール案です。案の段階で、1 年目というのはいつなのだと。私などが読むと、いつやるのだという感じになるのです。確かに審査のこと

等で時間がかかるというのは分かりますが、何年から何年といっても、それは審査の進み具合によるとか、そういうことは但し書きをつけてやるようにしたほうが、読む人にとってはいいのではないかと思うのですが、そういうことはどうでしょうか。

○原科委員長 それは但し書きをつければいいのではないのでしょうか。それは両方ありますね。何年目と、何年目として、例えば 1 年目は 2012 年とか、そういう表現でもいいのです。しかしこの点は、完全にこうしなければいけないという表現ではなくて何でも対応できますから、これで勘弁いただいて、この辺でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○栗本課長 「enforcement」の末尾のところは、関連するデータの記載に努めるという表現とする案もありましたが。

○原科委員長 最初はそう言ったのですが、それはなくてもよいかと思って、「環境社会配慮に関わる enforcement（執行能力）及び法制度の実施状況について言及すべきである」といたしました。栗本課長に見ていただいて、どうですか。「・・・についても言及する」にしましょうか。そう書くと、ほかでも入っているということが分かりますので。この件はこの辺でまとめさせていただきます。

添付する意見ですが、これはこのまま付けるということでもよろしいですか。量が多いので、それが気になったのですが、その辺はいかがですか。27 頁以後が JICA 関係の資料ですから、これをくっつけるのは余分ではないかと思えます。

○田中委員 説明してよろしいでしょうか。それにつきましては 22 頁をご覧くださいと思います。これは、平成 20 年度の円借款案件形成調査「ベトナムの南北高速鉄道建設事

業」に関する調査報告書を拝見しまして、私のほうでコメントを書かせていただきました。私ども JICA も平成 12 年と平成 19 年に「VITRANSS2」という報告書を作りまして、まさにベトナムでの総合的な運輸交通開発戦略支援をやっているわけです。

その私どもの報告書では 22 頁の真ん中辺り、第 2 パラグラフの 2 行目に「要約の(3)ページに、『事業の内部収益率を指標とし、プロジェクト期間を 30 年として試算しているが、本事業は初期費用が極めて大きいため投資回収が不可能との結果となっている』」と出ているのです。その下のほうにも、「また、国内航空に対する高速鉄道の競争についての懸念から、十分な収益を得られないのではないかとの見方がある」ということも JICA の報告書の中に、南北高速鉄道に関する意見として出ております。

こういったものは私自身の主観的な意見ではなくて、私ども JICA で作った報告書の中から客観的な情報としてコメントの中に載せ、そして書いてきたつもりです。その中の 1 つとして、23 頁の 2 つ目のパラグラフに、JICA の鉄道計画調査における環境社会配慮カテゴリ A の例としては、インドの幹線貨物鉄道の調査がございましたが、このドラフト・ファイナルレポートについても、当時の環境社会配慮審査会から厳しい答申が出されております。これはまさに南北高速鉄道にも非常に役立つ情報であるということで、これを 27 頁以降に付けております。この中をご覧になると、今後こういった高速鉄道計画をジェトロの皆様の方でやるときに非常に参考になる調査のための情報がたくさん入っております。これらはすべて JICA のホームページ上でも公開されておりますので、ここに添付しておくのも全然問題ございません。きちんとした客観的な情報、事実を付けた上で私はコメントをすべきだと思っております。

ベトナムの高速鉄道については、6月にベトナムの国会で否決されたということで大きなニュースになっておりますが、そういう点を考えましても、私自身は個人の資格として、この意見はきちんと出していきたいと思っています。

○原科委員長 趣旨はわかりました。しかし、情報が漏れてしまうので、いいかなという感じなのです。いまのご趣旨でしたら、例えば参考文献で書くとか。

○田中委員 その辺はまた考慮しますけれども、これはこれで公表されておりますので。

○原科委員長 公表は大変大事なことで、そこにアクセスできるのはいいのですけれども、これを付けておいたほうがいいのか。

○田中委員 ですから、これは必ずしもここに入れなくても、これを参考にしてくださいということで。

○原科委員長 本文中にちゃんと引用していただいて、それでリストをつけていただいて。3頁の意見書に、みんなの意見が20何頁あって、資料が100頁も付いたらちょっと変でしょう。

○田中委員 それで結構です。

○原科委員長 26頁までで、文章を修正していただいて、引用を書いてください。

○田中委員 そうですね。

○原科委員長 それで、27頁以降は省略させていただくということでよろしいでしょうか。実際にこれから情報公開ということで、いろいろなことが必要になりますから、このようなことはすごく大事です。我々はこういう意見を出したということが大事なので、それはちゃんと事実に基づいていると、根拠があることが大事なので、この引用はすごく重要な

のです。しかし、引用そのものを付けるとだんだん量が増えてしまうので、それは少し工夫していただきたいと思います。

○田中委員 はい。

○原科委員長 そういう修正をした上で、意見を付けるということによろしいでしょうか。

それでは議題に移ります。今度は本年度分です。「平成 21 年度ジェトロ環境社会配慮に対する助言について」です。去年は、これらのことにたくさんの意見書をいただいておりますけれども、今年はまだ十分集まっておりません。本日一気にというのは難しいかもしれませんが、平成 21 年度の案件に対する助言について議論いたします。

いま手元にメモが揃っていないのでやりにくいのですが、村山委員、高梨委員、満田委員のお三方からいただいております。円借款案件形成等調査、民活インフラ案件形成等調査、石油資源開発等支援事業の 3 つありますが、高梨委員からご質問をいただいておりますので、まず質問の趣旨をご説明ください。

○高梨委員 私のほうで、全般的に見ることができなかつたものですから、関心のあるものだけ見させていただきました。当然ながらプロジェクトの成熟度、それから分野等で内容も異なるのだらうと思います。そういう面では、環境社会配慮の部分について、どう内容を充実させていくかということも当然あろうかと思ひます。

そういうときに、全体のスケジュールはなかなかタイトな段階だと思うのです。ジェトロのほうでは、どういうタイミングで、例えばドラフトが出てくる、あるいは中間報告という段階で、どのようなレビューをされて、どのようなコメント等を出されるのか。

当然昨年度ということですので、それぞれ作本審査役などがコメントした後、それがど

の程度採用されてといえますか、修正されるのかというところがちょっと気になりました。その成果として報告書として既にあるのですけれども、そのようなことを最初にお聞きしたいと思います。

○原科委員長 それは大事なことです。私もそれを感じながら平成 20 年度にはやっていなくて本当に申し訳ないです。誠に申し訳ありません、改めてお詫び申し上げます。昨年度やっておけばいまお答えできたのですが、この辺はどのように考えたらよろしいですか。

○栗本課長 我々ジェットロとして関与していくスケジュールですが、現地調査というのは、通常第 1 次、第 2 次とあります。その間に中間報告を 9 月から 10 月ごろにやっております。これには、ジェットロの作本審査役、並びに私ども産業技術部の担当者、及び新日本監査法人、経済産業省が参加し、調査の進捗を確認いたします。この時点では、ドラフトそのものは出てきていないのですけれども、調査の進捗を確認しております。その中で、いろいろ指示等もしております。

またドラフトということになると、案が出てくるのが一応 12 月末を締切りにして、そこから 2 月中旬の最終締切りにかけて、何度か私ども産業技術部と、作本審査役のほうでいろいろな指摘をやり取りしております。

基本的に調査報告書作成マニュアル等に基づき、記述が足りないところとか、わかりにくいところを求めています。特に第 4 章の環境社会配慮については、環境社会配慮ガイドラインの別紙 3 とか、そのチェック項目リストに基づいて、ふさわしい環境社会配慮を含んでいるかどうか。必要性や比較、並びに影響分析といった項目を一つひとつ記載がされているかをチェックします。それについて、通常やり取りを何度か行っておりますので、

ドラフトチェックのタイミングで新たな調査というのは多少難しい面もあるかもしれませんが、基本的には反映していただいているものと私どもとしては認識しております。補足がありましたら、作本審査役からお願いいたします。

○作本環境社会配慮審査役　いまの仕事の流れで、私もお手伝いさせていただいているのですが、(出張者が)帰国してドラフトを作る前の段階でやり取りがあります。ただ、時間的な制約等もありますので、十分な細かい記述というか、調査内容についてのやり取りはなかなかできません。そういうことで、相当な住民移転といいながら、大よその人数も把握していないのですかというようなやり取りが主なのです。前に村山委員がおっしゃられた、チェック項目をきちんと網羅しているかどうかというところまでは、なかなか意見のやりとりが至らないのが現状です。

ドラフトの段階になると、今度は直接執筆者とのやり取りになります。間に産業技術部の方に入っているわけですが、ここを書き換えてくれと言っても必要性を理解してくれなかったり、なぜ書き換えの必要があるのかといった押し問答が数回あることもあります。そういうことを繰り返して、これでは報告書として印刷できないというように、こちらとしては腹を括るぐらいのつもりで、最終的に書き直しをしてもらうことさえあります。それでも、私どもが当初期待しているよりも、なかなか書き込んでもらえないことがあります。実際上はそういう苦勞を抱えながら、私よりも産業技術部の方がそこで汗水垂らして、毎晩遅くまで仕事をされているのが現状です。

○原科委員長　9月、10月というのが最初だと思います。本日は、平成20年度の意見書がいまの形でまとまりましたので、早速これの形を作り、情報として提供していただきたい

と思います。本日は 8 月 26 日ですので、大至急お願いすることになります。文言は固まりましたから、すぐにファイルに直していただいて、田中委員のご意見の部分は引用をしっかりと書くように直していただきます。大至急、今日明日中にできますから、早速そういうアクションを取りましょう。

まず、平成 20 年度のそれを使っていただく。平成 20 年度の成果に関しては、アドバイスでこのようなことのご意見がありましたということで出していただくこと。もう 1 つは応募された方全部にフィードバックして、こういう意見をいただいたということでやっていただきます。それから、ホームページに公表しますので、そういうことで情報は伝わります。この 3 つの方法で情報提供していただければと思います。そんなことでよろしいでしょうか。

○田中委員 ホームページで公開ということなのですが、これは全体の意見書と、私たち個人が書いた意見書を付けたもの両方がホームページで公開されるということでよろしいですか。

○原科委員長 そうです。

○田中委員 私は、自分の意見は JICA の研修で使いたいと思っております。そういう形で利用するというのも、公開されているのでよろしいということなのでしょうか。

○原科委員長 それは問題ないと思います。

○田中委員 わかりました。

○原科委員長 中身の文章を固めるのは、今日明日中にやってしまわないと駄目かな。

○作本環境社会配慮審査役 そんなにやらなくても。

○原科委員長 そんなに急がなくてもいい、来週ぐらいで。来週は海外出張で 2～3 日あきますので、すぐに 1 週間ずれてしまいます。やることはやらないと怒られてしまいます。申し訳ないです。急ぎ、来週中には具体的に公表できるようにしたいと思います。あとは、事務局と作本審査役と相談して決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○作本環境社会配慮審査役 はい。

○原科委員長 いま、ご質問に対する回答をいただきましたが、中間のときとドラフトのときと概ね 2 段階でしょうか。

○作本環境社会配慮審査役 どういう順序でやっていくのか、あるいは昨年と同じになるのか、その交通整理をこの機会に話していただけるとありがたいです。特にワーキンググループを作るつもりでもないでしょうし、まとめ方の流れでもよろしいので、この機会に合意ができればと思います。

○原科委員長 平成 20 年度分については、いま言ったようなことで 9 月には使える格好にしますが、平成 21 年度分についてはどのようにやりますか。

○田中委員 円借款関係報告書は事務局の皆さんも大変だったと思いますが、送っていただきました。そのほかに関心のあるものもあったのですが、今月の 10 日にこれを発送していただいて、ほかの仕事もあったものですから、まとめて本日というわけにはいきませんでした。これを作られた方々も一生懸命書いているので、私たちもできるだけ一生懸命読んで、特に環境社会配慮上何か役に立つようなことがあれば取り上げますし、課題があればそれについて書くという視点からしますと、いつまでに意見を出せばいいかを決めて

いただくということが1つあるのかと思います。

○原科委員長 9月以降のしばらくの間、いま進行中の事業に関しては、平成20年度の意見書を基にそういう働きかけをしていただく。平成21年度の意見書を作るには少し時間が必要のようですから、よく精査できるような時間も考えた上でスケジュールを組みましょう。これに関しては、平成23年度の公募のときにはちゃんと準備ができていて、それを使っていただくようにしたいと思います。概ねそのような考え方でやってよろしいでしょうか。

本日は、皆さんからの個別の意見は十分揃っておりませんので、改めてメモをいただくということを考えたいと思います。メモを出していただくために必要な時間としてどのぐらい取ったらよろしいでしょうか。1カ月では短い、2カ月ぐらいあけて10月ぐらいにメモが集まった段階で中身を議論する。本日はできるところまでやりますけれども、全部は終わらないと思います。皆さん、急に静かになってしまいましたが、2カ月だと10月の末か11月ぐらいかな。

○田中委員 10月でもよろしいです。

○原科委員長 10月下旬ぐらいかな。意見書をまとめるのに、あと2回ぐらい必要ですね。10月と12月ぐらいにやりますか。10月末にやって、12月の頭ぐらいで意見書をまとめておけば、平成21年度分はうまくいくかな。

○作本環境社会配慮審査役 まとめ方なのですが、このような場を設定してまとめるのか、あるいは委員長を中心に、例えば何人かに集まっていただいてまとめるのか、その方式をちょっと。いま10月と12月の2回というご指摘がありましたけれども。

○原科委員長 私の考え方は、10月下旬ぐらいに開くために、皆さんに意見書のメモをいただいて、揃った段階でということです。だから、2カ月ぐらいおかないと揃わないと思いますから、10月末ぐらいにこういう場で、それで案件ごとに見ていくというのがいいと思います。その案件を見ていくのは非常に時間がかかりますね。

○作本環境社会配慮審査役 かなりの件数ですし、すべての報告書を個々に拝見していただいても。

○原科委員長 3時間とか4時間と幅を大きく取っていただいて、覚悟を決めてやらないとできないです。あるいは2回に分けてもいいですけども。

○栗本課長 そこは委員会のご判断だと思うのですが、翌年度に反映していくという観点からは、個別の案件についてこの場で必ずしもご議論いただかなくても、皆さんからのご意見を書面等でいただいて、それについて事務局のほうで案を作るほうがいいのかもしれない。少なくとも集まっていただいて個別案件を一個一個議論していただくということよりも、意見書を作成していただくためのプロセスとして、より有意義なやり方をご検討いただくのがよいのではないかと思います。

○原科委員長 効率的に進めたいと思います。前回は、皆さんの意見をいただいた上で、それを整理していただくような格好をとりました。ただ、議論の中では当然個別の案件について議論しないと議論できないので、どっちみちそういうタイミングが必要なのです。ただ、最初のゼロから始めると時間がかかってしまうから、ある程度まとめた段階でやるということで、事務局に少しご支援いただいてというのは確かに効率的だと思います。

そういったしますと、10月下旬ぐらいまでに意見をいただいた上で、それを整理したもの

を用意していただいて、11月の頭ぐらいがいいのかな。それとも1カ月あれば十分皆さんからメモをいただけるのなら、10月下旬に集まる格好になります。

○栗本課長 意見を出していただいてから、会議までの間は少し時間を割いていただく必要があります。

○原科委員長 10月末に会議を開くのだったら、10月中旬ぐらいには意見をいただいて、2週間ぐらいあけておかないとね。2週間ではきついですか。

○松本委員 去年の経験からいくと、この形でまとめるということなのだと思います。そういう意味からいくと、個別案件の話はリファーするにしても、基本的にはガイドラインの項目になるべく従って、そこについて皆さんは意見を書いていく。それにはまらないものも出てくるでしょうから、それはその他ということにして、一旦そういうフォーマットを決めて、皆さんが意見を事務局に出したほうが、その後の効率的なということを考えるとそのほうが、事務局の側でも整理にかかる時間がかなり短縮される。うまくいけば、コピー・アンド・ペーストで項目ごとにいけるかもしれません。

○作本環境社会配慮審査役 いまの松本委員のご意見はありがたいのですが、事務局の時間とかそういうことではなくて、むしろ個別案件について皆さん方に集まっていたいて意見交換をしていただくのかどうかという、そこが現場との考え方の違いなのです。前回にもこちらからお願いしておりますように、全体にかかわるような、全体的な意見がほしいというのがこちら側の要望なのです。それがいいのか、どう考えるかわかりませんが、こちらでの要望に対して、この委員会で個別案件のそれぞれについて質疑していただきたいという要望はそれほど強くないのです。ごめんなさい、ちょっと言い方はお

かしいかもしれません。そのようなことで、この場で是非調整していただきたいと思えます。考え方が、委員会側と担当者側とでちょっと違うかと思えますのでご議論いただければと思います。事務局の手間とかそういうことではないです。

○松本委員 私自身は、ガイドラインの項目に従うということは案件ごとではないのです。自動的にそういう意味です。

○作本環境社会配慮審査役 そういう意味ですね、そこを配慮したということで。

○松本委員 ガイドラインの項目ごとに。ただ、何の根拠もなく我々は意見を言えませんし。

○原科委員長 項目は見るのだけれども、具体的なデータとしては、担当した案件について見た上で。

○松本委員 そうです、このポイントはこの案件から言えます、ということはどうしても自分の整理上は案件ごとに見ていますから、その案件の項目をもう一度組み直して、ガイドラインの項目に仕立て上げるとどうなるかということです。各委員は、少なくとも各事業ごとに報告書を読んだらメモを作られるでしょうけれども、そのメモをガイドラインの項目に合わせて組み直していただいて、事務局に提出をする。ただし、それに合わないものもあるでしょうし、すごく特別なものもあり得ると思うのです。特にこの案件だから、こうだったのではないかというものもあるかもしれません。そういうものは、その他という分類にして入れていただいて、それを事務局に出したらどうですかというのが私の提案です。

○作本環境社会配慮審査役 わかりました、事務局のほうはいかがですか。

○栗本課長 検討させていただきますが、松本委員の提案というのは、後で私どもが総論的なところをまとめていくプロセスの上では非常にありがたいご提案ではないかと思えます。

○原科委員長 ほかにご意見はありませんか。

○齋藤総務部主査 事務局から、まとめ方ということで。事務局に残っている資料を見ると、皆さんが出されたのを、まさにガイドラインに沿って組み直した 21 頁にわたる資料があります。ホームページに載せるときにはそのほうがいいのかなと思っているぐらいまとめ直しているのですが、皆さんが指摘されたことは全部網羅されています。

その結果として今回の意見書としてまとめていただいたと、私どもの経緯を見るとそうになっています。事務局の手間ということだけではなく、その意見書に添付するとき、各意見というのも良いと思うのですけれども、見る方からするとバラバラになっているよりも良いと思うのです。それよりも、項目ごとにある程度まとめて、それが意見書になった、その裏付けとしてこういう意見がありましたというのをつけたほうが、初めて読む方にとっても、ある程度項目が整理されているほうがずっと親切かなという感じがいたします。

事務局の手間ということも、正直言ってないことはないのですけれども、まとめていくところで、そのように少し整理していただくと助かります。どうしても個別に入るといふのは、個別の報告書を見た上でメモを作られるところもあると思うのです。ただ、项目的に整理していただいた結果として、意見書としては、個別の何とかについてという記述はありませんので、まとめ方としてはそういう形でやると、最終的な活用の仕方と結び付きやすいのかという感じを持ちました。これは事務局の意見です。

○原科委員長 編集していただくと、確かに一覧性がある、利便性は高まりますけれども、逆に編集のときにずれが生じてしまうとまずいので、その辺が難しいところです。だから、整理するならば本人が整理したほうがいいです。それぞれの意見を出した人が整理して出していただくというほうが良いのではないですか。

○田中委員 このコメントは、委員が個人の責任をちゃんと持つということでこれを出していますので、それはそのまま出していただいたほうがいいです。

○原科委員長 そうですね。それは、先ほど決まったことですので。平成 20 年度の扱いは決まりました。この議論は平成 21 年度です。

○作本環境社会配慮審査役 私も、委員の方には自分の名前で、皆様方はこの分野の専門家ですから、そういう形の意見表明を是非出していただきたいし、我々もそうしていただければ、こちらも真剣に対応することになりますので、是非そうしていただきたいと思います。

○原科委員長 平成 21 年度もそういう方針を踏襲すると。ただ、そのときにいまおっしゃったように、整理はある程度やったほうがいいから、項目ごとにうまく表明したほうがいいです。そういう形で意見を出してあったほうがいいです。

○田中委員 おそらく昨年度と同じように、こういう個別の案件が、それぞれの委員から出てきて、その中で共通で皆さんが書いている部分がいっぱい出てくると思うのです。その中で議論して、そこから全体の意見としてその意見書を作るという形に今年もなると思います。そのときの個別の意見というのは、今年と同じようにきちんと出していくということによろしいのではないのでしょうか。その場合に、たぶん案件もかなり大規模な案件と

か、インフラ案件というものについては、共通の意見がいろいろ出てくるのではないかと思います。

○原科委員長　いま事務局からアドバイスをいただきましたので、全体のガイドラインに沿った形で意見をできるだけまとめていただきたいと。ただ、案件ごとには、そういう形ではない出し方もあるかもしれませんから、そこはもちろん許容しますけれども、なるべく比較しやすいように表明していただければと思います。

○高梨委員　個別案件で、私もそういうのをやっているのですが、どういう経緯でこのような報告書になったかというところの確認はしたいのです。ですから、報告書を読んだ限りのコメントは私も少しまとめましたけれども、その過程でジェトロのほうでどういう形でこうなったか、というところを確認したほうが公正ではないかと思っています。その機会はどこかでやり取りがあるといいと思います。

○原科委員長　それは、どんな格好でやりましょうか。

○高梨委員　メールベースでもいいですし、あまり時間を取ってもあれですから。

○原科委員長　メールも活用してやり取りをしていただくと。

○高梨委員　ただ、ある程度個人の意見として出すわけですから、その背景として、本当に読み込んでそれでよかったのかどうかということがあります。私も見ていて、どうしてこれが入っていないのだろうというものもあったりします。それは勝手に書いていいのか、それともこういう事情があったとか、そういうのを確認したいということです。

○原科委員長　いま追加で資料を配付して説明いたします。これは、契約金額一覧ということで出ています。前回、全体でどのぐらいの費用がかかりましたかとお聞きしたところ、

その段階で個別のものはなかったのですけれども、この間に個別のものまで用意していただきました。ご覧のようにそれぞれ 6,300 万円以下です。全部で 24 案件あり、総額で 12 億円です。ですから、1 件平均 5,000 万円ぐらいです。5,000 万円の費用をかけているわけですから、しかるべき調査もお願いしたいということです。費用が少なければ、あまりここで意見を申し上げてもらっては無理だということになってしまいますけれども、これだけの枠組みで、それなりの対応をしていただけるのではないかと思いますから、そういうことの参考までにこの契約金額一覧のリストを用意していただきました。ただ、これの扱いに関しては注意が必要なので、この段階では委員限りの扱いでお願いいたします。

2 番目の議題は、意見書が全部揃ってからやったほうがよろしいでしょうか。それとも本日いただいて少し進めていただいたほうがいいでしょうか。せっかくですから少しご説明いただきます。ただ、時間はあまり使えないので、それぞれ簡単にご説明いただいて、こういうものを参考に改めてメモをいただきたいと思います。先ほど高梨委員からご質問をいただきましたので、今度は村山委員のご意見を簡単にご紹介ください。

○村山委員 私も、今後あまり時間は使えないと思って、やれる範囲で見たものですから、最初に挙げてありますように、すべての報告書を見たわけではありません。ある程度見させていただいた範囲での、全体的なまとめです。全体的な印象のところを書いてありますのは、私が拝見した範囲では、平成 20 年度の調査報告に比べると、いくつか改善の傾向があるポイントがあるかなと思います。具体的には、チェックリストに基づいて洗い出しをしている。選択肢との比較検討なども比較的入ってきているので、その辺りは改善されたかと思っています。

一方で、ステークホルダーとの協議、それから平成 20 年度の意見にも出させていただいたのですが、比較的影響が大きいと考えられる案件に関する評価などが、依然課題かという気がいたします。個別の部分では、まず項目だけ申し上げますと、影響項目の洗い出し、ステークホルダーとの協議、影響が比較的大きいと考えられる案件への対応、実施者に関する記述、その他というポイントを挙げています。

特にステークホルダーとの協議ですが、これは初期の段階なのでどこまでやるかというのはもちろん議論があると思うのです。かなりサイトが明確になっていたり、先ほども申し上げましたが、住民移転が明確に考えられているようなものについては、やはりもう少し踏み込んだ調査なり、記述が必要ではないかと思います。

3 番でも挙げましたように、ステークホルダーとの協議がなされた結果、かなり反対の意思が強いという話があったり、インフラ案件でも具体的な影響が示されていないということもありますので、これらは改善点だろうというところですか。大体以上です。

○原科委員長 次に満田委員からお願いいたします。

○満田委員 私は、全般的なまとめをする時間がありませんで、私が読ませていただいた個別の報告書に関するコメントという形でとりあえず提出させていただきました。全体的な印象として、これは昨年から気になっていたところではあるのですが、例えば水力発電プロジェクトのように、非常に影響が複雑で、ある影響に関しては大きいと考えられるような案件に関して、ジェトロの調査の段階では十分な調査ができないというのはもちろん存じています。

それにもかかわらず、将来の調査課題として、そういう不明な点をまず記述していただ

きたいという点です。不明である影響が、例えばその影響は少ないというような楽観的な記述がされていることがあるので、こういうことに関しては十分注意していただきたいということです。

2 件目のフィリピンのマニラ首都圏南北連結高速道路 PPP 活用事業調査については、複数案について検討がなされているのは誠に結構だと思っています。最もその影響家屋数が多い第 1 案が採択されている。最も影響家屋数が大きいことは大きいのですが、被影響人数としてはかなり少ない。その辺は当然誰でも疑問を感じるころなのですが、どういう調査方法に従って影響人数を割り出したかという、重要な影響項目に関するデータの根拠という言い方ができると思うのですが、そういうことに関して不明点が残ってしまった。つまり、このことはせっかく行った代替案の検討の根拠を示す記述が不十分なのかということになるかと思えます。

この案件に限らず、一般的に雇用と生計という部分で、もちろん建設工事中に雇用が生じるだろうということは当然のことなのですが、それについて書いてあるのですが、とりわけ移転が発生するような、社会影響が生じる案件について、その被影響住民の生計という面での記述はほとんどなかったということは一般的な事項として指摘できるかと思えます。

3 点目の、ベトナムのホーチミン鉄道高架事業なのですが、これは非常にスケジュールに関する記述が気になるところです。これから円借款手続に入るぞということが書かれていて、JICA によるアプレイザルの手続まで、これは昨年度の調査なのですが、今年の 10 月にアプレイザルということが書かれています。これは相手側に対して期待を持たせてしまっ

て、もちろん JICA には JICA の手続があろうと思うのですが、そういうことが斟酌されていない。これは、ちょっと危険なことだろうと考えました。

もう 1 つこの事業に関しては、「円借款では特例的に L/A 調印までに EIA が完成していれば良いという例もあるので」ということがあるのですが、これは事実誤認で、これもまた誤ったメッセージを与えてしまいます。これについては、事後的にでも、可能であるのだったら修正していただきたいと思っていますところでは。

ほかの 2 件については、ウガンダのナショナルデータベースについての社会影響が非常に気になっています。そういう点について今後は検討していく必要があるだろう。パプアニューギニアの LNG プラントについても、かなり広範囲の熱帯林に影響を与える事業であろうと考えられますので、これについても事業化においては、その辺を慎重に検討するべきだろうというコメントを付けさせていただきました。

○原科委員長 「事後的でも訂正を求めたい」というのは重要なポイントになります。次に高梨委員からお願いいたします。

○高梨委員 私も全部を見る機会がなかったものですから、関心のあるものを中心にいたしました。ブラジル高速鉄道は、いろいろな意味で関心の高い案件です。通常 Pre-F/S 的なものであれば、大体章立ては決まっていると思うのです。これについてはコストの部分だとか、財務分析の部分が、前段でこれは割愛していますというか、これは対象にしていけないようなことが書いてありました。これはジェトロのほうでそういうことを認めたのかと思ったのです。そういう面ではコンプリートなものになっていないところが気になりました。

インドのエンノール港は、RFID という、いわゆる電子タグを導入しようということなので、ある意味で IT 的な事業なので、環境社会配慮の面は非常に少ないのかと思いました。ただ、一応チェックリストは書いてあるのですが、必ずしも一律でなくてもいいところがあるのではないかと。

ガイドライン等もあって、ステークホルダー協議というのを推奨していることもあって、私も驚いたのですが、案件によっては、住民移転の家屋数や住民の数が 1 桁まで書いてある報告書もありました。中にはステークホルダー協議、これは都市部では比較的そういうのがアイデンティファイしやすいのだと思いますけれども、マニラの件では 4 回もステークホルダー協議をされています。そのほかのステークホルダー協議でも、いつごろ実施かというような、関係者の期待が書いてあるようなものも見受けられます。こういう事前段階のもので、こういうのを徹底していくということで危うさを感じるころがあります。一部はそういうことでジェットロ側のお話を聞きたいということがあります。

カタールの再生水は良いプロジェクトだと思っています。バラストウォーターを代わりに日本の水でということで、いまは水ビジネスをいろいろとやっていますので、そういう面では石油産油国との連携は非常にいいのだと思いました。以上です。

○原科委員長 いままでの説明に対して、何かご質問がありましたらお願いいたします。

○田中委員 ベトナムのホーチミン鉄道高架事業調査なのですが、これは私ども JICA もかわることになるかもしれないわけです。いただいた資料の前書きに、この資料につきましては、「委託元からの非公開とする旨の指示が解除されるには至っていないので、委員限りとし、取扱いに十分ご留意いただきたい」と書いてありましたので、私自身も JICA の

中の担当部と話をするにも、「限り」なのでこの中身も話せないし、どういうふうに扱っていいのかが非常に難しいのです。ほかの円借款形成案件はそういうのがなかったのも、これは問題だと思います。こういうのはどのように対応したらよろしいのでしょうか。

○原科委員長 少し話題を変えまして、公開・非公開の点について事務局で検討していただきました。経済産業省とも相談していただき、非公開の措置を外してもらいたいという趣旨でお願いしておりました。その間の経過を報告していただけますか。お願いしたような方向で対応していただけたと思いますのでご紹介ください。

○栗本課長 前回の委員会でご指摘いただきまして、それを踏まえて委託元の新日本監査法人と経済産業省に趣旨を伝達いたしました。委託元のほうで、調査団に再度確認作業をしていただきました。前回は、10件全部について全文を非公開という扱いで連絡をいただいていたのですが、変更がありまして、インド・エンノール港コンテナ物流高度化プロジェクトについては全文公開に変更されました。残りの9件については、全文ではなく、一部のみを非公開とするという形で連絡をいただきました。

全般的なところでの説明になりますけれども、政府による新成長戦略等の中で、我が国としてインフラ・システム輸出を推進している重要性が謳われる中において、これは予算の趣旨の説明になるのですが、計画策定や案件形成の初期段階からの関与というのが、我が国の企業のインフラ案件受注における1つの鍵とされている。他方で、案件受注の見込みというか、その実施可能性もおぼつかないような、早期の段階においては、企業単独で案件調査のための費用を計上するインセンティブが低い。こうした観点に立ち、政府としては案件調査費用を、委託費の形で負担することについては、我が国企業のインフラ・シ

システム輸出を進める上で大きな意義があるというのが大前提です。

そういう問題意識を背景に、調査の結果が、特に他国の企業との間で共有されてしまうことに関し、税金を使って、企業にインフラ・システムを促進する立場からすると好ましくないため、一部非公開という判断をしたと聞いております。

それは具体的にどういう点かという点、例えば提案法人固有の技術スペックであったり、企画に関する部分であるとか、提案法人が分析したコストや資金調達計画等の経済性分析・財務分析等が、他国企業に漏れてしまうということです。それに該当する具体的な箇所、どこを非公開とするかについては、現在委託元で調整を行っているところですので、本日現時点では、まだどこの部分になりますという連絡はいただいている状態です。

先般の 10 件全文非公開というところから、経済産業省においても再検討していただいた結果、改善していることをご報告させていただきます。

○原科委員長 基本的に公開で、ものによっては部分非公開という扱いですけれども、どこを非公開にするかはいま検討していただいているところです。こここのところの前提は満たしていただいたと思います。あとは、次回のために、どういうところが非公開で、どういう理由か説明していただければいいです。次回、どの部分が非公開かを教えていただきます。理由も併せて説明していただければいいと思います。

○松本委員 本日ペーパーを作ってくればよかったのですが、一応自分のほうではまとめてあります。その中で 1 点だけ先ほど途中まで話をしてしまったので、次回の議論につなげるためにコメントさせていただきたいことがあります。それは、このガイドラインの前提となっている案件発掘についてです。

先ほど村山委員からも指摘があったような住民移転に対しての調査についてコメントすることにより、ある種この前提を乗り越える可能性もあるので、私としてはどちらにコメントすればいいのか。もっとしっかりと住民移転に関して、ステークホルダー協議をするべきだというのがいいのか、こういう案件は扱わないはずではなかったのですかと言うべき非常に迷った点があります。

例えば、ベトナムのホーチミン鉄道高架事業について言えば、これは F/S の見直しです。つまり SAPROF のようなものだと考えられます。ウガンダのナショナルデータベース整備計画は、この調査実施中に円借款の要請を行っています。ベトナムのホイスアン水力発電所は、EIA は承認済みで、移転計画があります。ブラジル高速鉄道については、2008 年に既にブラジル政府が F/S を実施し、終了していて、日本政府は今年の 6 月に入札にかけています。

私に送っていただいたものを見るだけでも、案件発掘という当初の前提が、例外的に 1 件や 2 件ではなく、かなりの数の案件で、とてもこれを案件発掘とは呼べないでしょうというものが出てきていると思います。このことについてどのように考えたらいいかは、やはり次回の委員会までに皆さんに考えてきていただきたいと思います。私は、そういうことがいけないと言っているわけではなくて、そうではないという前提でガイドラインを作ったのだというところに立ち返って、是非ジェトロの皆さんには考えていただきたいのです。最後の段階で、ジェトロの調査があっても私はいいと思いますが、それだったらこのガイドラインにはならなかったはずですということを申し上げたいのです。この点について、是非ジェトロの皆さんにも次回の会合までに、もちろん委託を受けているという立

場から来る限界というのは理解しておりますが、その点については是非考えていただきたいところだと思います。

○原科委員長 案件発掘段階という前提でずっと議論してきました。だから、それに合わないものは除外しなければいけないのだと思いますがどうでしょうか。趣旨でも、案件発掘段階だからこれを配慮しなければいけないとおっしゃったのですが、どうでしょうか。

それは明確だと思います。

○山田理事 松本委員がおっしゃったように、このガイドラインを作ったときには、いまおっしゃったような前提で議論をして作りました。そうでなくて、そこからはみ出るという表現は別として、そのようなものをどうするのかというところも一度きちんと整理しておかないといけない。例えば何年度の案件について、皆さんが意見をおっしゃるときに、ガイドラインに沿って意見を出されるときに、うまく出しにくい形になろうかと思しますので、そこは我々のほうでも考えてみたいと思います。今と 3 年前の当時と比べて、そういう環境変化の中でどうしたらいいのかというのは時間をいただいて考えたいと思います。

○原科委員長 場合によっては、こういうことでこちらからの意見として、そういうものを案件として採用しないでもらいたいとか言わなければいけないかもしれません。この制度の趣旨からいって合わないのではないかということも出てくると思います。

お三方のご意見に対して、ほかにご質問あるいはコメントはありますか。

(特に発言なし)

○原科委員長 ないようですので、3 番目の議題に移ります。「代替案及びステークホルダーの取扱いについて」です。これについては田中委員からご質問がありましたので、作本

審査役から回答をお願いいたします。

○作本環境社会配慮審査役 前回田中委員からご指摘があつて、ジェットロで新しいガイドラインができて、その下で新しいスクリーニング様式ができた。様式の新規項目として、特にステークホルダーと代替案が導入されました。これについてジェットロサイドはどういたしますかというご質問だったと思います。

JICA の新スクリーニング様式では、新設された 2-3、2-4、あるいはいちばん最後の項目 11 のところにかかわるかと思ひます。項目 11 は明らかにジェットロには該当しないと考へられます。これは後でご説明いたします。これが、ジェットロにそのまま使えるかどうかという立場からご紹介させていただきます。

最初の設問は、JICA のガイドラインについて簡単に言ひますと、JICA のほうで新しくこのスクリーニング様式で導入した「要請前に代替案を検討しましたか」というような過去形の質問です。「要請前に代替案を検討されましたか」というものです。さらに、2 つ目は「ステークホルダー協議は実施しましたか」との、やはり過去形の質問です。これは、既に協議をやりましたか、どうですかという質問項目です。それに対して「YES」、「NO」、あるいは「実施している」、「実施していない」という答え方を聞くものです。それが JICA の様式です。

これはジェットロの予備的調査に立った考へ方と同じではなくて、スクリーニング調査を実施する段階の違いやあるいは委託契約の中の縛りがありますので、そちらのほうを考へながら判断しなければいけないのです。私自身の 1 つの案として次のようなものを提示させていただきます、皆さんにご検討いただければと考へております。

基本的に JICA に引き継がれる案件事業が全てではありませんが、ジェットロから引き継がれる事業も多いといえます。しかし、そういう可能性があるということを前提にしても、ジェットロと JICA のスクリーニング様式は全く同じということはあてはまらないだろうといえます。少なくとも JICA の審査において、何かしらの形で私どもの予備的調査が役立つべき立場にあることは当然に考えます。共通のスクリーニング様式を、ジェットロにおいても採用することは望ましいことでもありますけれども、私どもの予備的調査という制約から考えると、必ずしもそれは十分に馴染まないところがあります。

また、さらに予備的調査という要因だけではなくて、私ども委託を受けて調査をしているというもう 1 つの制約要因があります。先ほど松本委員がおっしゃいましたとおりであります。いままでこの 2 つ目の議論というのは必ずしも十分されてこなかったと思います。この 2 つの根っこの部分を駆け合わせたところに、ジェットロでのいまの案件発掘調査があるということです。一定の修正を加えた上で、ジェットロとしても、JICA が導入した様式の趣旨を反映させる。さらにジェットロの調査をより前向きにさせるという視点から、次のように案を出したいと思います。

最初の JICA でいうところの、「要請前に代替案を検討しましたか」という過去形の文章に対して、ジェットロでは「他の選択肢との比較検討等に関する調査を予定されていますか」と設問を変えたいと思います。「他の選択肢との比較検討」というのは、まさにアセスメント手続きでいうところの代替案を言い換えているわけですが、代替案的な調査を予定しているかどうか。私どもは予定された調査かどうかということを知りたいわけです。答えとして、「YES」（他の選択肢との比較調査の方法を概略してください）として、

調査方法の概略を記入していただきます。この代替案的な調査を実際の報告書作成段階で何かしら展開していただくことを期待しています。他方、□「NO」（他の選択肢との比較調査を行わない理由を具体的に述べてください）と答えた場合には、その拒絶理由も一緒に記入していただきます。「なぜやらないのですか」と質問することで、できるだけ選択肢を報告書に記述してもらうことが私の期待です。できるだけ代替案的な調査を、可能な形で、本報告書の中に取り入れてもらえるように、第一歩の入口のところでこのような設問を設けることに意義があると思うのです。このようにして、予備的調査段階での私どもの意図は貫徹できるのではないかということが1つ目です。

ステークホルダーに関しては、先ほど村山委員からのご指摘がありました、「被影響地域は明確であると判断されますか」という設問を置きたいのです。というのは、ガイドラインに同じような表現があるのです。「被影響地域が明確だと判断できる場合にどうか」と。これは、まさに条件説として働いているがゆえに、その後のステークホルダーの対象範囲だとかの調査事項をやらなくてもいいかもしれないというような意味合いで読めってしまうことを危惧しているわけです。それによって調査内容が狭まってしまうのではないかと、調査が薄くなってしまうのではないかと危惧しているわけです。

そういう意味では、調査の入口段階において、被影響地域の言葉よりも、当該の事業実施予定地域という言葉に置き換えてもらいたいのですが、ここでは、とりあえずガイドライン上の文言をそのまま使って「本案件において、被影響地域は明確であると判断されますか」という形の質問項目を設定することで、JICA でいうところのステークホルダー協議を実施しましたかということへの前段階の回答を確認したいと考えます。「YES」（予定さ

れるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記載していただきます)を回答した場合には、もちろん調査報告書の本体で、ステークホルダー関連の調査結果を記載するほうに導きたいと思います。「NO」(本事業において被影響地域が明確でないと判断する場合、その理由を具体的に説明してください)の場合には、本事業において被影響地域が明らかでないあなた自身が判断するのであれば、その理由は、根拠は何かということで、若干締める形の議論方向に持っていければ、おそらく報告書本体の記述方法が何かしらの形で改善されるのではないかと思います。両者共に、プラスの方向に設問を変えたいというように、個人的には考えております。皆さん方のご意見を拝聴したいと思います。

3 つ目の件ですが、これは JICA の様式だけにありますが、「環境社会配慮が必要な場合、JICA の環境社会配慮ガイドラインに従って情報公開やステークホルダーとの協議を行うことに同意しますか」という、将来に向けて同意を取り付ける条項が最後に入っています。ただ、これは、現在の私どもの調査が予備的調査であることからみて、明らかに馴染まないだろうといえます。それはやって欲しいけれども、いまの段階でこれを要求するのではなく、将来に判断を任せたいということで、私どもは採用しづらいという認識を持っております。以上です。

○原科委員長　いまのようなことで、田中委員からのご質問に対するジェトロとしての対応をご説明いただきました。田中委員、どうでしょうか。

○田中委員　作本審査役のおっしゃられたことでよろしいかと思うのです。ただ、本当にその案件形成の段階の調査ならそれでいいのですけれども、先ほどから議論になっている、

もう少し熟度の違うところだと、私どものガイドラインの中のスクリーニングフォーマットに則ってやってもらったほうが、私どもにもし円借款案件で来るのであれば、そのほうがいいと思います。

拝見しておりましたら、私どものフォーマットをそのまま基本的に使ってくださっているのもありましたので、そういう案件は、逆に私どもは非常に信頼感を持つことができると感じております。

○作本環境社会配慮審査役 すみません、せっかくのコメントを田中委員からいただきました。私も、松本委員が先ほどおっしゃられたことは常々気になっています。例えば現地でアセス手続きを既にクリアした案件では、やはりこれで案件発掘と言えるのかなど。ただ、これは案件採択者側の委託意思の下に実施されている必然の結果なのかなということ、自問自答しているわけです。

さらに、ここで JICA の新スクリーニング様式の「代替案の検討をしましたか」という過去形のことを聴く場合には済ませている所もあるし、済ませていない所もあります。済ませたのですかということ質問することは、我々の案件発掘の予備的調査であるということ、自己否定するかなのような意味合いにつながらないかと、自分で思ったのです。そういうことで、私どもから検討の依頼材料ではありますが、是非皆さん方にご検討願いたいという気がいたします。

○原科委員長 そういうことはありますので、採用段階で、案件形成段階でないものは対象から外していかないと困ると申し上げたのです。

○高梨委員 いま作本審査役が手直しされたのですが、案件形成で、まさに提案型でやる

段階で、相手政府に代替案の検討はされていますかとか、ステークホルダー協議について聴く段階かなど。むしろ、この調査の中でそこはしっかりやりますよということではないかと思うのです。そこは、JICA と同じフォーマットをわざわざ使わなくてもいいのではないかという気がしないでもないのです。そういう危惧はありませんか。

○原科委員長 だから違うのです、JICA の趣旨と合うけれども、その前段階にふさわしい設問に変えたいというのが作本審査役のお考えなのです。

○作本環境社会配慮審査役 私は、JICA と同じ質問でいくよりも、その前の段階で最終的に JICA の考え方につながるように、JICA の審査に合うようにということで、これからやるつもりがありますか、予定がありますかという形で前段階を、できるだけ自覚してもらうために、認識してもらうための質問条項に変えたいという意味であります。

○原科委員長 高梨委員がおっしゃった趣旨と同じですね。

○作本環境社会配慮審査役 同じです。

○原科委員長 気になるのは、「他の選択肢との比較検討に関する調査を予定されていますか」ということなのです。むしろ、どんな方法でやりますかとダイレクトに聴いてしまっていていいと思うのです。予定されていますかという、予定しなくてもいいみたいなのです。だからそれはやめて、どんな方法でやられますか、という聴き方でいいのではないですか。そうすれば、明らかにやらなければいけないという認識になります。予定されていますかだと、やらなくてもいいみたいです。

○田中委員 その所の所は大変重要だと思います。スクリーニングフォーマットを持っているので、「そのフォーマットもリファアーしながら」と一言入れておいてもらえば、そこ

も見て書いてくださる方もいらっしゃるでしょう。そう書いてもらえば、私どもも、そのレポートに対して非常に信頼感を持つ可能性が高くなります。

まさに上位計画との整合性とか、ステークホルダー協議を既にある程度初期的でも開いていて、そこに NGO の人も参加したような会合もやっていますというところにチェックが入っているようであれば、この案件はかなり次のステップでマスタープラン調査なりフィージビリティ調査、プレフィージビリティ調査がどういう感じでやれるかという判断材料になります。いままではそれがなかったので、次に JICA が入って支援する場合に、どのステージからやるかというのが非常に不透明だったのです。そういうところがはっきりしてきますと、マスタープラン、プレフィージビリティ、フィージビリティの辺りの判断がはっきりしてまいりますので、是非「リファーする」というのをに入れていただければと思います。

○原科委員長 リファーはよろしいですか。

○作本環境社会配慮審査役 はい。

○原科委員長 もう少し文言を調整していただいて、次回に文言案を書いたものを用意していただきたいと思います。

○栗本課長 作本審査役の案として今回ご提示いただいたものについて、また委員会でのご意見を賜り、産業技術部としては、委託元である新日本監査法人及び経済産業省に申し伝えた上で、翌年度私どもが受けるかどうかはわからないわけですが、反映するかどうかのご判断をいただくということになるのかと思います。

○原科委員長 段取りはそうなると思います。委員会としての意見はある程度固めておか

なければいけないので、次回そういう意見をまとめた上で、それをやっていただくようにしたいと思います。ここで決定するわけにはいかないというのはおっしゃるとおりだと思いますが、意見はここでまとめないといけないですから、そういう趣旨です。次回それを用意していただきます。これで議題3まで終わりました。

○市原部長 前回、高梨委員からご質問いただいた、石油調査の成約がどれぐらい出ているのかに対する回答をさせていただきます。経済産業省にも確認し、作業が重複しないことを確認した上で、私どものほうから全案件に関して確認させていただきました。

これは平成12年度から平成21年度までの10年間に、114件の調査を実施しております。調査費用の総計は59億円になります。このうち、現在6案件が成約に至っておりまして、その成約額、受注金額及び円借款供与額の合計は1,281億円になっております。案件数に比して、1件が大きいということで、非常に成約額は大きなものになっております。この調査は、今年度はまだ委託元の資源エネルギー庁から公示は出ていませんので、今年度の実施については時間的に非常に厳しい状況ではありますが、金額ベースで見れば非常にパフォーマンスの良い成果を現在のところ上げているということ、前回の質問に対する答えとしてこの場で報告させていただきます。

○原科委員長 114件というのは、平成21年度までの10年間ですね。

○市原部長 はい。

○原科委員長 この結果から見ると、コストパフォーマンスはかなり良さそうだということです。それでは、スケジュールを決めたいと思います。まず、ご意見をいただくためにどのぐらいの時間が必要かということです。1カ月は必要だと思いますから、10月までに

意見を出していただいて、それから作業は2~3週間取ったほうがいいですね。

○栗本課長 その時期、当方は立て混んでいますので。

○原科委員長 10月半ばぐらいまでにご意見をいただいて、11月に会議ぐらいでしょうか。

○高梨委員 確認なのですけれども、個別案件について、私は関心のあるものをいただいてレビューしたいのです。そうすると、全員が全部を見るような感じを期待されていますか。

○原科委員長 全部見るのは厳しいというか、集団として全部を見られればいいかなと。最低1つの案件に2人ぐらいにやっていただければいいと思います。私も一通り全部預かったのですが、私1人では無理なので、うちのメンバーに見てもらったりしていますが、一応チェックはしてまいりました。これでいくと、抜けた案件はないですね。

最低3人あればいいと思いますので、2人のところはもう1人増やしていただきましょうか。24件のうち、3人いないのが3つあります。この場で決めますか。例えば、エクアドル地上波デジタル活用遠隔教育放送、これは3人いますね。インフラ整備は大丈夫ですね。よく見ていただいて。

○作本環境社会配慮審査役 いちばん下が1つ。

○原科委員長 民活インフラ案件の9番目、ベトナムの北部高機能保税物流施設プロジェクト調査にもう1人ですが、宮崎委員、お願いできますか。

○宮崎委員 はい、読ませていただきます。

○原科委員長 あとは石油案件で、バイカル湖北方ガス田開発の衛星による地質調査と、サウジアラムコ向けオイルスラッジ処理事業調査の2つがありますが、どなたかお願いで

きますか。

○丸上委員 オイルスラッジのほうをやらせていただきます。

○原科委員長 バイカル湖北方ガス田開発の衛星による地質調査はどなたかお願いできますか。柳副委員長はいかがですか。

○柳副委員長 私は 5 件持っているのですが、結構時間がかかりそうなのです。まあ 5 件も、6 件も一緒だと言われたらそうなのですけれども。

○作本環境社会配慮審査役 宇宙探査ですから、環境影響はほとんどないので 2 人でも大丈夫ではないですか。

○原科委員長 2 人でもいいですけれども、満田委員と私なのですが、もう 1 人どうでしょうか。この場で言いにくかったら、後でこっそり教えてください。

(日程調整)

○原科委員長 次の委員会は 11 月になります。次回第 6 回委員会は、11 月 12 日(金)の午前 10 時から 12 時までとします。確認いたします。ご意見は 10 月 15 日(金)締切りで、委員会は 11 月 12 日の午前 10 時からこの場所で行います。それ以降のものは次回に決めたいと思います。ご協力いただきましてありがとうございますございました。本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございますございました。